

2020年12月

IFRS®基準
情報要請

適用後レビュー

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第11号「共同支配の取決め」

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

コメント期限：2021年5月10日

IASB®

 IFRS®

情報要請

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、
IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
の適用後レビュー

コメント期限：2021 年 5 月 10 日

Request for Information *Post-implementation Review of IFRS 10 Consolidated Financial Statements, IFRS 11 Joint Arrangements and IFRS 12 Disclosure of Interests in Other Entities* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **10 May 2021** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation by emailing to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

情報要請

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、
IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」
の適用後レビュー

コメント期限：2021 年 5 月 10 日

情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。コメントは、2021 年 5 月 10 日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.org への電子メール又はオンラインで <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メールにより当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IASB® ロゴ’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘Hexagon Device’、‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
適用後レビューの概要	6
コメント募集	7
第 1 フェーズで実施した作業	9
コメント提出者への質問	11
コメント提出者に関する情報	11
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	11
支配 — 投資先に対するパワー	11
支配 — パワーとリターンとの関連	16
投資企業	18
会計処理の要求事項	21
IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」	24
IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め	24
共同支配の取決めの分類	25
共同支配事業の会計処理の要求事項	26
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」	28
他の企業への関与の開示	28
その他のトピック	29
付 録	
付録—IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」 及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の背景	30

情報要請

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」 及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー

2020 年 12 月

適用後レビューの概要

適用後レビューの目的

- 1 国際会計基準審議会（当審議会）は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューを進めている。適用後レビューは、当審議会のデュー・プロセスの一環であり、要求事項が財務諸表利用者、作成者及び監査人に与える影響を当審議会が評価するのに役立つ¹。特に、当審議会は次のことを評価することを目的としている。
 - (a) ある基準における要求事項を適用する企業が、企業の財政状態及び財務業績を忠実に描写する財務諸表を作成するのかどうか、及びこの情報が財務諸表利用者が十分な情報に基づく経済的意思決定を行うのに役立つかどうか
 - (b) 当該基準の領域が課題を生じさせているかどうか
 - (c) 当該基準の領域が一貫しない適用を生じさせる可能性があるかどうか
 - (d) 当該基準の要求事項の適用若しくは実施の際、又は当該基準が企業に提供することを要求している情報の使用若しくは監査の際に、予想外のコストが生じるかどうか

適用後レビューのフェーズ

- 2 この適用後レビューは 2 つのフェーズで進められている。第 1 フェーズにおいて、当審議会は、情報要請においてさらに検討すべき事項を識別し評価した。第 15 項から第 17 項は、当審議会がこれらの事項を識別するために行ったプロセスを示している。
- 3 2019 年 9 月から 2020 年 4 月まで行った第 1 フェーズにおける主要な発見事項は、第 18 項から第 21 項で議論している。
- 4 第 2 フェーズでは、当審議会は、この情報要請に対する回答、利害関係者との議論からのフィードバック及び各基準の適用が財務報告に与える影響についての関連するリサーチ（学術文献を含む）のレビューを考慮する。
- 5 当審議会は、発見事項を要約し、レビューの結果としてどのような手順を行う計画であるのかを示す予定である。当審議会は、基準設定プロジェクトをアジェンダに追加する

¹ 「デュー・プロセス・ハンドブック」は、IFRS 財団のウェブサイト www.ifrs.org で入手可能である。

IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー

か、1 つ又は複数の事項をリサーチ・プログラムの一部としてさらに検討するか、あるいはその両方を行うことを決定する可能性がある。当審議会は、何も行動をしないことを決定する可能性もある。

- 6 基準設定プロジェクトを追加するかどうかを決定するにあたり、当審議会は次のことを評価する。
- (a) 特定の取引又は活動の報告に欠陥があるかどうか
 - (b) レビューの対象としている事項の財務諸表利用者にとっての重要度
 - (c) 影響を受ける可能性の高い企業の種類
 - (d) コメント提出者が指摘した事項が一般的又は重大であるかどうか
- 7 IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の公表時の当審議会の目的は、次のようなことであった。
- (a) 連結についての単一の基礎と、企業が支配を評価することが困難であると判明した状況に当該基礎を適用するための堅牢なガイダンスを開発する。
 - (b) 当審議会在共同支配の取決めについての高品質の報告に対する阻害要因と考えた IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」の 2 つの要素に対処する。IAS 第 31 号を適用すると次のようになっていた。
 - (i) 共同支配の取決めの構造が当該取決めの会計処理の唯一の決定要因であった。
 - (ii) 企業が共同支配企業に対する持分の会計処理を選択することができた。
 - (c) 他の企業への投資者²の関与（共同支配の取決め、関連会社及び組成された企業を含む）に関連した性質及びリスクを財務諸表利用者が評価できるようにする。
- 8 状況によっては、支配の判定は複雑である。投資者はさまざまな構造を使用して、支配と経済的リターンをどのように共有するのかをカスタマイズすることができる。法的な要求事項及び規制は法域ごとに異なっている。適用が単純に見える定量的閾値の使用は、忠実な表現を損ない財務諸表の有用性を低下させる可能性がある。財務報告基準が最も有効となるのは、明確な目的及び要求事項を示し、広範囲の構造及び規制上の制度に対して判断を効果的に適用するための枠組みを設定している場合である。

コメント募集

- 9 この情報要請は 10 の質問を示している。
- (a) 質問 1 は、コメント提出者の背景に関するものである。

² この情報要請において、「投資者」という用語は、投資先との関与の形態を問わず、自らが投資先を支配（共同支配又は重要な影響力を行使）しているかどうかを評価する当事者を指す。

- (b) 質問 2 から 9 は、当審議会がさらに検討することを決定した事項に関するものである。
- (c) 質問 10 は、情報要請で扱っていない他のトピックについてコメントする機会を回答者に提供している。
- 10 当審議会は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用に関する具体的なフィードバックを歓迎する。コメント提出者は具体的な詳細を提供すべきであり、これには、課題の識別や、当審議会が当該基準を適用する利害関係者に提供することを検討すべき追加的な支援の提案が含まれる。
- 11 コメント提出者は、すべての質問に回答する必要はない。質問に回答するにあたり、コメント提出者は、要求事項が下記に与える影響を考慮することが求められる。
- (a) 財務諸表の目的適合性及び忠実な表現
- (b) 比較可能性（単一の報告企業の期間ごとと企業間の両方）
- (c) 財務情報の利用者及び作成者にとってのコスト
- 12 コメントは次のようなものである場合に最も有用である。
- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の項を明記している。
- (c) 要求事項が目的適合性、忠実な表現、比較可能性及びコストに与える影響を記述している。
- (d) その事項の一般性を評価している。
- (e) 例による裏付けがある。

期 限

- 13 当審議会は、2021 年 5 月 10 日までに受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

- 14 コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

第 1 フェーズで実施した作業

情報要請に含めるべき事項の識別

- 15 適用後レビューの第 1 フェーズで、当審議会は、次のことを行った後に、さらに検討を要する事項を識別した。
- (a) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の公表時に公表された当審議会の公表物（プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを含む）、IFRS 解釈指針委員会（委員会）への要望書及び IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の修正のレビュー。
 - (b) 財務諸表の利用者及び作成者、監査人、規制機関及び各国基準設定主体との 20 回を超える会合（当審議会の諮問機関を含む）の実施。利害関係者は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用についての経験を共有し、当審議会がさらに検討すべき領域を識別することを求められた³。
 - (c) 学術研究及び他の文献のレビュー⁴。
- 16 当審議会は、第 15 項に挙げた活動からの発見事項を、次の判断規準に基づいて、追加的な検討を要する事項を識別するために利用した。
- (a) 指摘した人々にとっての重要度（財務諸表が報告企業の財政状態及び財務業績を忠実に描写するかどうかや、要求事項により、十分な情報に基づく経済的意思決定を行う上で有用な財務情報を報告企業が提供することになるのかどうかを含む）
 - (b) 適用上の課題が IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の一貫した適用にどのように影響を与えるか
 - (c) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の目的並びにそれらで導入された主要な変更点に関しての、当該事項の重要度
- 17 例えば、この情報要請において、当審議会は「投資企業」の定義についてのフィードバックを求めている。この定義は IFRS 第 10 号の修正によって導入されたものだからである。第 1 フェーズからの発見事項で、この定義の一貫しない適用のリスクが示されている。同様に、当審議会は共同支配の取決めの分類についてのフィードバックを求めている。この分類は、投資者がそうした取決めに対する持分をどのように会計処理するかを決定するからである。以前は、IAS 第 31 号の適用時に、投資者は、ジョイント・ベンチャーに分類される取決めに対する持分を比例連結又は持分法のいずれかを使用し

³ 国際会計基準審議会（当審議会）に 2020 年 4 月の会議で提示されたアジェンダ・ペーパー 7A は、第 1 フェーズからの発見事項を示している。

⁴ 当審議会に 2020 年 4 月の会議で提示されたアジェンダ・ペーパー 7C は、学術文献レビューについて議論している。

て認識する選択肢があった。

第 1 フェーズからの主要な発見事項

- 18 第 1 フェーズからのフィードバックは、利害関係者が支配を連結の単一の基礎として使用することに同意していることを示していた。一部の利害関係者は、状況によっては、IFRS 第 10 号の要求事項の適用は重要な判断を伴い、結論に至ることが困難であると判明する場合があると報告した。例えば、困難が生じる可能性があるのは、企業が利用可能な情報がいくつかの結論に至る可能性がある場合や、企業又は他の当事者が権利又は義務が存在するのかどうかに確信を持っていない場合である。
- 19 構造及び取決めの範囲が幅広いことから、当審議会は、定量的閾値に基づく要求事項を避けて、そうした決定を行う前にすべての法律上、契約上及びその他の事実及び状況の全体的な定性的評価を要求する単一の連結基礎を開発した。当審議会は、投資者が投資先を支配しているかどうかの判定において、判断の使用は必要であり適切であると結論を下した。
- 20 IFRS 第 11 号は、共同支配の取決めの会計処理は、当事者が当該取決めへの関与の結果として有している権利及び義務を反映すべきであるという原則を設定している。このアプローチは、第 7 項(b)で述べたように、当審議회가共同支配の取決めに関する高品質な報告の阻害要因と考えた IAS 第 31 号の 2 つの要素に対処することを目的としている。利害関係者は、IFRS 第 11 号における当該原則に反対していないが、委員会への要望書の対象となった IFRS 第 11 号の要求事項に関して懸念を有している人々もいる。これらの要求事項は次のことに関するものである。
- (a) 特定の状況における共同支配の取決めの分類
 - (b) 共同支配事業の会計処理の要求事項
- 21 利害関係者は第 1 フェーズでは IFRS 第 12 号についてほとんどコメントしなかった。一部の利害関係者は、企業が当該基準を適用する際に提供することを要求される情報の具体性を高めることを提案したが、開示要求の一部が過剰であると考えた人々もいた。

コメント提出者への質問

コメント提出者に関する情報

質問 1 — コメント提出者の背景

利害関係者の各グループが類似した見解を有しているのかどうかを理解するため、当審議会は次のことを知りたいと考えている。

- (a) 財務報告に関する回答者の主要な役割。回答者は、財務諸表の利用者又は作成者、監査人、規制当局者、研究者のいずれか。会計専門家の団体を代表しているか。財務諸表利用者である場合、どのような種類の利用者か。例えば、バイサイドのアナリスト、セルサイドのアナリスト、信用格付アナリスト、債権者又は融資者、あるいは資産管理者又はポートフォリオ管理者か。
- (b) 回答者の主要な法域及び業種。例えば、財務諸表利用者である場合、フォロー又は投資している地域はどこか。質問 2 から 10 に対する回答が回答者の主要な法域及び業種と関連がないかどうかを記載のこと。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

支配 — 投資先に対するパワー

- 22 IFRS 第 10 号は、投資者が 1 つ又は複数の他の会社（子会社）を支配している場合には連結財務諸表を表示することを要求している。投資者は、投資先との関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配を有している。
- 23 投資者は、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。議決権の過半数の保有は、状況によっては投資先に対するパワーを提供する。他の状況においては、投資者が投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有しているかどうかを評価するために、他の権利及び要因を考慮しなければならない。

投資先に対するパワー — 関連性のある活動	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、時として、関連性のある活動を識別することが困難であると考えた。この困難は、複数の投資者がそれぞれ、異なる活動を指図する一方的な能力を得る権利を有している場合に生じる。</p> <p>一部の利害関係者は、関連性のある活動がさまざまな時点で生じる場合や将来の事象を条件としている場合、その識別には重要な判断が必要となると述べた。そうした状況では、それぞれの活動の投資先の業績への寄与は時とともに変化する可能性がある。これは、全</p>	<p>IFRS 第 10 号を開発した際に、当審議会は、支配の定義が言及していた投資先の活動（関連性のある活動）を説明する要求事項を設けることを決定した。当審議会は、投資先に対する支配を有するためには、投資者は投資先のリターンに重要な影響を及ぼす投資先の活動を指図する現在の能力を有していなければならないと定めた。当審議会は、この要求事項は、議決権又は類似した権利を通じて指図されない投資先に対する支配を評価するために特に有用であろうと考えた。^(a)</p>

<p>期間にわたる評価に追加的な複雑性をもたらす。</p>	<p>複数の投資者が投資先の異なる活動に対する意思決定権を有している場合に、IFRS 第 10 号は、投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼす関連性のある活動を決定することを投資者に要求している。</p> <p>パワーを有するために、投資者は投資先のリターンに重要な影響を及ぼすすべての活動を指図する能力を有する必要はない。</p>
<p>IFRS 基準における要求事項</p>	
<p>IFRS 第 10 号の第 10 項：</p> <p>投資者は、関連性のある活動（すなわち、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動）を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。</p> <p>IFRS 第 10 号の第 13 項：</p> <p>複数の関連のない投資者がそれぞれ、異なる関連性のある活動を指図する一方的な能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者が、投資先に対するパワーを有している。</p>	
<p>(a) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に関する結論の根拠の BC57 項参照</p>	

<p>質問 2(a)</p>
<p>回答者の経験において、</p> <p>(i) IFRS 第 10 号の第 10 項から第 14 項及び B11 項から B13 項の適用により、どの程度まで、投資者が投資先の関連性のある活動を識別することが可能になっているか。</p> <p>(ii) 投資先の関連性のある活動を識別することが困難を生じさせる状況はあるか、また、こうした状況はどのくらいの頻度で生じるか。こうした状況で、他のどのような要因が関連性のある活動の識別に関連性があるか。</p>

<p>投資先に対するパワー — 投資者にパワーを与える権利 (1 of 2)</p>	
<p>フィードバック</p>	<p>分析</p>
<p>一部の利害関係者は、権利が防御的なものであるかどうかを評価することが困難と考えたと述べた。例えば、フランチャイズ契約において、フランチャイザー以外の者が関連性のある活動を指図する能力を制限するというフランチャイザーが有している権利について、この評価を行うことが困難である場合がある。</p>	<p>法律又は契約上の合意により、意思決定権が付与される場合がある。IFRS 第 10 号において、当審議会は投資者にパワーを与える権利と与えない権利とを扱った。(a)</p> <p>当審議会の見解は、投資者にパワーを与える権利に関する適用指針を IFRS 第 10 号に含めることは、投資者が投資先を支配しているのか、それとも他の者が保有している権利が投資者が投資先を支配することを阻止するのに十分なかを判定するのに役立つであろうというものである。</p> <p>投資者は、自らの権利と他者が有している権利の性質を評価して、これらの権利が防御的なものかどうかを判定する。防御的ではない</p>

	実質的な権利のみが、投資者にパワーを与えることができる。
IFRS 基準における要求事項	
IFRS 第 10 号の B26 項から B27 項：	
<p>権利が投資先に対するパワーを投資者に与えているかどうかを評価する際に、投資者は、その権利及び他の者が保有する権利が防御的な権利かどうかを判定しなければならない。防御的な権利は、投資先の活動の根本的な変更に関連するか、又は例外的な状況でのみ適用される。しかし、例外的な状況で適用される権利や事象に左右される権利のすべてが防御的であるわけではない。</p> <p>防御的な権利は、当該権利に関連する企業に対するパワーを保有者に与えることなしに保有者の利益を保護するように設計されているので、防御的権利のみを有する投資者は、投資先に対するパワーを持つことはできず、他の者が投資先に対するパワーを持つことを阻止することもできない。</p>	
IFRS 第 10 号の B30 項から B31 項：	
<p>一般に、フランチャイズ本部の権利は、他の者がフランチャイズ加盟者のリターンに重要な影響を及ぼす意思決定を行う能力を制限するものではない。また、フランチャイズ契約における本部の権利も、必ずしも、加盟者のリターンに重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を本部に与えるものではない。</p> <p>フランチャイズ加盟者のリターンに重要な影響を及ぼす意思決定が行う現在の能力を有することと、フランチャイズのブランドを保護する意思決定を行う能力を有することとは、区別する必要がある。加盟者のリターンに重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を得るような既存の権利を他の者が有している場合には、フランチャイズ本部は加盟者に対するパワーを有していない。</p>	
(a) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に関する結論の根拠の BC95 項参照	

投資先に対するパワー — 投資者にパワーを与える権利 (2 of 2)	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、事実及び状況が変化した場合に投資者が自らの権利と他者の権利（潜在的な議決権を含む）をどのように再検討するのかについての追加的な指針を求めた。</p> <p>例えば、一部の利害関係者は当審議会に、市場の状況の変化が、潜在的な議決権が実質的であるかどうかの評価にどのように影響を与えるのかを明確化するように求めた。</p>	<p>当審議会は、事実及び状況により、支配の 3 要素のうちの 1 つ又は複数に変化があったことが示されている場合には、投資先を支配しているかどうかを再検討することを企業に要求することを決定した。</p> <p>投資者は、オプションのように、投資先に対するパワーを獲得する権利を保有者に与える金融商品を保有する場合がある。しかし、支配を判定するにあたり、潜在的な議決権は実質的である場合にのみ考慮される。</p> <p>投資者は、すべての事実及び状況（IFRS 第 10 号の B23 項で列挙した関連性のある要因を含む）を考慮して、権利が実質的であるかどうかを判定する。行使価格又は転換価格と基礎となる株式の現在の市場価値との比較は、投資者が考慮すべき 1 つの要因である。当審議会は、市場の状況の変化のみでは、通常は連結の結論の変更は生じないことに留意した。(a)</p>
IFRS 基準における要求事項	
IFRS 第 10 号の第 8 項：	

投資者は、投資先を支配しているかどうかの判定に際しては、すべての関連性のある事実と状況を考慮しなければならない。投資者は、第 7 項に列挙した支配の 3 要素のうち 1 つ以上に変化があったことを示す事実や状況がある場合には、投資先を支配しているかどうかを再検討しなければならない。

IFRS 第 10 号の B23 項：

権利が実質的かどうかを決定するには、すべての事実及び状況を考慮に入れた判断が必要である。その決定を行う際に考慮すべき要素には、以下のものがある（ただし、これらに限らない）。

…

(c) 権利を保有している者が当該権利の行使により利益を享受するかどうか。

…

IFRS 第 10 号の B85 項：

投資者による当初の支配の判定又は本人か代理人かの立場についての判定は、単に市場の状況が変化した（例えば、市場の状況による投資先のリターンの変動）という理由だけでは変更されない。ただし、市場の状況の変化により、第 7 項に挙げた支配の 3 要素のいずれかが変化する場合、又は本人と代理人との全体的な関係が変化する場合を除く。

(a) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に関する結論の根拠の BC124 項参照

質問 2(b)

回答者の経験において、

(i) IFRS 第 10 号の B26 項から B33 項の適用により、どの程度まで、投資者が権利が防御的権利であるかどうかを決定することが可能になっているか。

(ii) IFRS 第 10 号の B22 項から B24 項の適用により、どの程度まで、投資者が権利（潜在的な議決権を含む）が実質的であるかどうか、又は実質的ではなくなったかどうかを決定することが可能になっているか。

投資先に対するパワー — 議決権の過半数を伴わない支配

フィードバック

一部の利害関係者は、状況によっては、議決権が過半数未満の投資者が投資先に対する支配を有しているかどうかの判定が困難であり、一貫しない結果を生じさせる可能性がある」と述べた。

一部の利害関係者は、具体的に、IFRS 第 10 号の B42 項(a)に記述されている状況に言及した。議決権が過半数未満の投資者が、他の株式保有の規模及び分散状況との比較における投資者の議決権保有の相対的な規模により、投資先の関連性のある活動を指図する実質上の能力を有するという状況である。

一部の利害関係者は、支配のために最低限の議決権が必要とされるのかどうか、及びその場合に、この最低限をどのようにすべきかについての多様な見解を記述した。

分析

当審議会は、投資者が投資先の議決権の過半数を有さず、投資先の活動に関する他の契約上の権利を有さない場合でも、投資者を支配する可能性がある状況を識別した。当審議会は、投資者がすべての考え得るシナリオにおいて投資先の活動を指図する疑う余地のない権利と他者の行動を阻止するパワーとを有している状況でのみ、パワーが適用されると定めることは、不適切であろうと結論を下した。

この情報要請の第 19 項で述べたように、IFRS 第 10 号を開発した際に、当審議会は、定量的閾値に基づく要求事項を避け、そうした判定を行う前にすべての法律上、契約上及びその他の事実及び状況の全体的な定性的評価を要求する単一の連結基礎を開発した。

<p>一部の利害関係者は、再検討の要求事項は、他の株式保有が幅広く分散している場合には適用が困難であると述べた。これらの利害関係者は、この要求事項は投資者に他の株主間の取引又は事象をモニタリングする義務を負わせるものであり、そうしたモニタリングは煩雑となる可能性があるとして述べた。</p>	<p>当審議会は、支配の評価には、企業がすべての事実及び状況を考慮することが必要であり、投資者が投資先に対する支配を獲得又は喪失するすべての状況に適用される再検討の要件を開発することは不可能であろうと結論を下した。したがって、支配の再検討を特定の再検討の要件が満たされる場合のみとすることは、場合によっては不適切な連結の結論を生じさせることになる。(a)</p>
<p>IFRS 基準における要求事項</p>	
<p>IFRS 第 10 号の B38 項 :</p>	
<p>投資者は、投資先の議決権の過半数を有していなくても、パワーを有する可能性がある。投資者は、例えば、次のことを通じて、投資先の議決権の過半数未満でもパワーを有する可能性がある。</p> <p>...</p>	
<p>IFRS 第 10 号の B41 項 :</p>	
<p>議決権の過半数未満を有する投資者は、投資者が関連性のある活動を一方的に指図する実質上の能力を有している場合には、パワーを得るのに十分な権利を有している。</p>	
<p>IFRS 第 10 号の B42 項は、議決権の過半数未満を有する投資者がパワーを有しているかどうかを判定する際に考慮すべき事実及び状況の例を示している。</p>	
<p>(a) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に関する結論の根拠の BC149 項参照</p>	

<p>質問 2(c)</p>
<p>回答者の経験において、</p> <p>(i) IFRS 第 10 号の B41 項から B46 項を他の株式保有が分散している状況に適用することにより、どの程度まで、議決権の過半数を保有していない投資者が投資先の関連性のある活動を指図する実質上の能力を取得（又は喪失）したのかどうかの適切な評価を行うことが可能になっているか。</p> <p>(ii) 質問 2(c)(i)に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻度で生じるか。</p> <p>(iii) その評価を行うために必要となる情報の入手のコストは重大か。</p>

支配 — パワーとリターンとの関連

24 支配の 1 つの要素は、パワーとリターンとの関連である。投資者は、投資先への関与から生じるリターンに影響を及ぼすために投資先の関連性のある活動に対してパワーを使用できることが必要である。投資者は、他者の代理人として行動している場合には、自らのリターンに影響を及ぼすためにパワーを使用することができない。

パワーとリターンとの関連 — 本人と代理人	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、意思決定者が本人として行動しているのか代理人として行動しているのかを判定することが困難である場合があると述べた。</p> <p>一部の利害関係者は、報酬（例えば、業績報酬）及び意思決定者が保有している他の関与が、複雑な取決めの対象となっていて、将来の事象又は業績に左右される場合があると指摘した。そうした場合に、利害関係者は、変動リターンに対する意思決定者のエクスポージャーが代理人であることと整合的かどうかを評価することが困難であると考えている。</p> <p>利害関係者の見解は、代理人関係の判定において最低限の経済的関与が関連性があるかどうか、また、その場合にこの最低限をどのレベルにすべきかについて異なっていた。</p>	<p>当審議会は、支配を扱っている IFRS 第 10 号の要求事項は代理人関係にも適用すべきであると決定した。しかし、当審議会は、パワーとリターンとの関連の識別が本人と代理人とを区別する上で重要であることに留意し、その要求事項はリターンに対するエクスポージャーに対する特定の焦点を含んでいる。</p> <p>当審議会は、代理人関係の決定を生じさせる特定のリターンの水準を定めるモデルの開発を棄却した。</p> <p>前述のように、IFRS 第 10 号を開発した際に、当審議会は定量的閾値に基づく要求事項を避けた。</p> <p>当審議会は、投資先への関与から生じる変動リターンに対する意思決定者のエクスポージャーが多いほど、その意思決定者は本人である可能性が高いと結論を下した。</p>

IFRS 基準における要求事項

IFRS 第 10 号の B60 項：

意思決定者は、自らが代理人かどうかを決定する際に、自身と、管理されている投資先及び投資先に関与している他の当事者との間の全体的な関係、特に下記の要因のすべてを考慮しなければならない。

- (a) 投資先に対する意思決定権限の範囲
- (b) 他の当事者が保有している権利
- (c) 報酬契約に従って得る権利のある報酬
- (d) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー

特定の事実及び状況に基づき、それぞれの要因に異なるウェイト付けを適用しなければならない。

質問 3(a)

回答者の経験において、

- (i) IFRS 第 10 号の B60 項（及び IFRS 第 10 号の B62 項から B72 項の適用指針）の適用により、どの程度まで、意思決定者が本人なのか代理人なのかを投資者が判定することが可能になっているか。

(ii) 代理人関係を識別することが困難である状況があるか。その場合、こうした状況で生じる困難を記述されたい。

(iii) こうした状況はどのくらいの頻度で生じるか。

パワーとリターンとの関連 — 契約以外による代理人関係

フィードバック

一部の利害関係者は、契約上の取決めがない場合に、投資者と他の当事者が代理人関係を有していること（事実上の代理人関係）を証明又は反証することが困難な場合があると述べた。

例えば、共通支配下の 2 名の投資者がそれぞれ投資先に対する持分を保有している場合、一部の利害関係者は、一方の投資者が他方の投資者の代理として行動しているかどうかを判定する際に、どのような要因を考慮すべきか確信が持てずにいる。

分析

当審議会は、支配を判定する際に、投資者は事実上の代理人の意思決定権及び当該代理人の変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を、代理人の権利を投資者が直接保有しているかのように、自らのものと合わせて考慮すると結論を下した。この決定に至った際に、当審議会は、IFRS 第 10 号の B75 項に列挙したすべての他の当事者が、常に投資者の事実上の代理人として行動するか又は全くしないかであると仮定することは不適切であると判断した。当審議会は、ある当事者が投資者の事実上の代理人であるかどうかを評価する際に判断が必要とされることを認めた。この評価には、関係の性質及び当事者の相互関係がどのようなものであるかの考慮が含まれる。

IFRS 基準における要求事項

IFRS 第 10 号の B73 項から B74 項：

支配の判定に際して、投資者は、他の当事者との関係の内容と、当該他の当事者が投資者のために行動しているかどうか（すなわち、「事実上の代理人」であるかどうか）を検討しなければならない。他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの決定には、判断が必要であり、関係の内容だけではなく、それらの当事者間の相互関係及び投資者との相互関係がどのようなものであるかを考慮する。

このような関係は、契約上の取決めを伴っている必要はない。ある当事者が事実上の代理人となるのは、投資者（又は投資者の活動を指図する人々）が、当該当事者に対して投資者のために行動するよう指図する能力を有している場合である。こうした状況では、投資者は、投資先に対する支配の判定をする際に、事実上の代理人の意思決定権及び変動リターンに対する間接的なエクスポージャー又は権利を、投資者自身のものとともに考慮しなければならない。

IFRS 第 10 号の B75 項は、投資者の事実上の代理人として行動している可能性のある他の当事者の例を示している。

質問 3(b)

回答者の経験において、

(i) IFRS 第 10 号の B73 項から B75 項の適用により、どの程度まで、他の当事者が事実上の代理人として行動していることにより（すなわち、当事者間の契約上の取決めがない場合に）支配が存在しているのかが投資者が評価することが可能になっているか。

(ii) 質問 3(b)(i)に示した評価を投資者が行う必要のある状況は、どのくらいの頻度で生じるか。

(iii) そのような必要性を生じさせる状況を記述されたい。

投資企業

25 IFRS 第 10 号は、投資企業に、子会社に対する投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識することを要求している。投資企業は、子会社自身が投資企業でなく、子会社の主要な目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである場合には、当該子会社を連結する。

26 IFRS 第 10 号は、投資企業を定義し、その典型的な特徴を記述している。

投資企業 — 投資企業の識別のための要件	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、投資企業の定義は十分に堅牢ではない可能性があるとして述べた。これらの利害関係者は、下記を含む定義のいくつかの側面について明確化を求めた。</p> <p>(a) 事業目的 — 投資企業の地位と統合的な投資先の積極的な管理への参加の程度</p> <p>(b) 出口戦略 — 投資企業が持分投資及び非金融資産投資についての出口戦略を有しているという証拠を提供するために必要とされる正式な文書化のレベル</p> <p>(c) 公正価値測定 — 公正価値情報が内部報告及び意思決定目的に使用されていることを立証するために満たす必要のある条件</p>	<p>「投資企業」を定義するにあたり、当審議会は、企業が投資企業に該当するために満たす必要のある 6 つの要件を提案した。利害関係者からのフィードバックを検討した後、当審議会は、それらの要件は制限的すぎるため、企業の構造ではなく事業モデルに焦点を当てるべきであると結論を下した。</p> <p>投資企業に該当するためには、企業は定義を満たさなければならない。典型的な特徴は、企業が投資企業に該当するかどうかを判定するのに役立つために含まれている。そうしたアプローチは、投資企業に該当する企業を明確に定義することと、規範的になりすぎないこととのバランスを達成している。</p>
IFRS 基準における要求事項	
<p>IFRS 第 10 号の第 27 項から第 28 項：</p> <p>親会社は、自らが投資企業なのかどうかを決定しなければならない。投資企業は、次のすべてに該当する企業である。</p> <p>(a) 投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。</p> <p>(b) 投資者に対して、自らの事業目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。</p> <p>(c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。</p> <p>B85A 項から B85M 項は、関連する適用指針を示している。</p> <p>企業は、第27項に記述した定義に自らが該当するかどうかを評価する際に、次のような投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければならない。</p> <p>(a) 複数の投資を有している。</p> <p>(b) 複数の投資者がいる。</p> <p>(c) 企業の関連当事者ではない複数の投資者がいる。</p> <p>(d) 資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有している。</p> <p>これらの典型的な特徴のいずれかが欠けているとしても、必ずしも投資企業としての分類に不適格となるわけではない。</p> <p>...</p>	

質問 4(a)

回答者の経験において、

- (i) 投資企業の定義（IFRS 第 10 号の第 27 項）及び典型的な特徴の記述（IFRS 第 10 号の第 28 項）の適用は、どの程度まで、一貫した結果をもたらしているか。一貫しない結果が生じているのを発見している場合には、そうした結果を記述し、それらが生じる状況を説明されたい。
- (ii) 定義及び典型的な特徴の記述は、どの程度まで、回答者の意見では、企業の性質を目的適合性のある又は忠実な方法で表現できない分類結果を生じさせているか。例えば、定義及び典型的な特徴の記述は、投資企業の範疇に、回答者の意見では除外すべき（又は含めるべき）である企業を含めて（又は除外して）いるか。回答の理由を示されたい。

投資企業 — 投資企業である子会社

フィードバック

一部の利害関係者は、自身が投資企業である子会社を公正価値で測定することを投資企業に要求すること（子会社の資産及び負債を連結することを要求するのではなく）は、下記に関する情報の喪失を生じさせると述べた。

- (a) 中間子会社が保有している投資 — 例えば、これらの投資の公正価値及び公正価値の変動に関する情報
- (b) 中間子会社が提供する投資関連サービス — 例えば、当該サービスの収益及び原価
- (c) 中間子会社が保有している他の資産及び負債（現金残高及び負債など）

これらの利害関係者は、一部の投資企業がこの情報の一部を自発的に開示していると指摘した。

分析

2011 年の投資企業に関する当審議会の公開協議に対するフィードバックにおいて、一部の利害関係者は、少なくとも一部の中間投資企業（法律上、税務上又は規制上の目的のみで設立された子会社など）は公正価値で測定するのではなく連結すべきであると提案した。

当審議会は、公正価値は投資企業が保有している子会社に対する投資に関する最も目的適合性の高い情報であると決定した。ただし、投資関連サービスのみを提供する子会社は例外である。

さらに、当審議会は、投資企業である子会社の異なる種類を区別する概念的根拠又は実務的方法を識別しなかった。

IFRS 基準における要求事項

IFRS 第 10 号の第 31 項から第 32 項：

第 32 項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第 3 号 [企業結合] を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第 9 号 [金融商品] に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

第 31 項の要求にかかわらず、自身が投資企業ではなく、主たる目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社を投資企業が有している場合には、投資企業は当該子会社を本基準の第 19 項から第 26 項に従って連結し、こうした子会社の取得に IFRS 第 3 号の要求事項を適用しなければならない。

質問 4(b)

回答者の経験において、

- (i) 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することを投資企業に要求することが、情報の喪失を生じさせる状況はあるか。その場合、失われる有用な情報の詳細を示し、回答者が当該情報が有用であると考えられる理由を説明されたい。
- (ii) IFRS 第 10 号の第 32 項における要件以外に、投資企業についての連結除外の適用の範囲に関連性のある可能性のある要件があるか。

会計処理の要求事項

会計処理の要求事項 — 投資者と投資先との関係の変化	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、IFRS 基準が、投資者と投資先との関係を変化させる取引、事象又は状況の会計処理方法に関して、より詳細を示すべきであると述べた。一例は、親会社が子会社に対する支配を喪失するが、共同支配事業に対する持分を保持する取引である。</p> <p>一部の利害関係者は、保持している持分（例えば、関連会社に対する投資）を支配喪失後に公正価値で再測定するという要求に反対した。これらの利害関係者は、保持している持分の再測定は不適切であるという見解を取っている。単独で考えると、保持している持分は変化していないからである。</p>	<p>当審議会は、この論点をすでに検討した。例えば、2014 年に当審議会は IFRS 第 11 号を修正して、共同支配事業に対する持分の取得に関する要求事項を追加した。しかし、IFRS 基準は、投資者と投資先との関係を変化させるすべての取引、事象又は状況に関する要求事項を提供しているわけではない。</p> <p>2008 年に、当審議会は IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」を改訂し、子会社に対する支配の喪失を会計処理するための要求事項を導入した（これらの要求事項はその後 IFRS 第 10 号に移管された）。当審議会は、親会社が旧子会社に対して保持している投資を支配喪失日に公正価値で測定することを決定した。支配の喪失は重大な経済的事象であるからである。保持している投資を公正価値で測定することは、新たな投資者・投資先の関係が、以前の親会社・子会社の関係とは異なるという見解と整合的である。(a)</p>
IFRS 基準における要求事項	
<p>企業が投資先に対する持分を保有している場合には、企業はその保持している持分に、関連性のある IFRS 基準（すなわち、IFRS 第 9 号、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IAS 第 28 号（「関連会社及び共同支配企業に対する投資」）を適用する。</p> <p>IFRS 第 10 号の B98 項：</p> <p>親会社が子会社の支配を喪失した場合には、次のことを行わなければならない。</p> <p>...</p> <p>(b) 以下を認識する。</p> <p>(i) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況からの受取対価の公正価値</p> <p>(ii) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況が、所有者の立場での所有者への子会社株式の分配を伴う場合には、その分配</p> <p>(iii) 旧子会社に対して保持している投資（支配喪失日現在の公正価値で）</p> <p>...</p>	
(a) IFRS 第 10 号に関する結論の根拠の BCZ182 項参照	

質問 5(a)

回答者の経験において、

- (i) 次のような取引、事象又は状況は、どのくらいの頻度で生じるか。
 - (a) 投資者と投資先との関係を変化させ（例えば、親会社であることから共同支配事業者であることへの変化）、かつ、
 - (b) IFRS 基準で扱われていない。
- (ii) 投資者と投資先との関係を変化させるこれらの取引、事象又は状況を、企業はどのように会計処理しているか。
- (iii) 支配の喪失を生じさせる取引、事象又は状況において、保持している持分を公正価値で再測定することは、目的適合性のある情報を提供するか。そうでない場合、その理由を説明し、関連性のある取引、事象又は状況を記述されたい。

会計処理の要求事項 — 事業を構成しない子会社の部分的な取得

フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、投資者が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成しない子会社に対する支配を取得する取引をどのように会計処理すべきかに確信がない。特に、利害関係者は、投資者が親会社に帰属しない持分について非支配持分を認識すべきかどうかを理解したいと考えている。フィードバックは、2 つの会計実務が生じていることを示している。</p> <p>(a) IFRS 第 3 号の第 2 項に示されている方法 — 支払った対価を、関連する公正価値に基づいて、識別可能な取得した資産及び負債に配分</p> <p>(b) IFRS 第 3 号における取得法 — 非支配持分の認識を含む</p>	<p>非支配持分の認識を要求する IFRS 第 3 号が、被取得企業に適用される。「被取得企業」は、企業結合において取得企業が支配を獲得する事業として定義されている。IFRS 第 3 号は、事業の取得のみに適用される。</p> <p>IFRS 第 10 号は、親会社がすべての子会社を連結することを要求し、非支配持分を、子会社に対する持分のうち、親会社に直接又は間接に帰属しないものと定義している。子会社は事業を構成する必要はない。</p>

IFRS 基準における要求事項

IFRS 第 3 号の第 19 項：

企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、次のいずれかで測定しなければならない。

- (a) 公正価値
- (b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎が IFRS で要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

IFRS 第 3 号の第 2 項は、IFRS 第 3 号は、事業を構成しない資産又は資産グループの取得には適用されないと述べている。

質問 5(b)

回答者の経験において、

- (i) 企業は、投資者が事業（IFRS 第 3 号で定義）を構成しない子会社に対する支配を取得する取引をどのように会計処理しているか。投資者は、親会社に帰属しない持分について非支配持分を認識しているか。
- (ii) これらの取引はどのくらいの頻度で生じるか。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

27 IFRS 第 11 号は、共同で支配されている取決めに対する持分を有する企業の財務報告に関する原則を設定している。共同支配の取決めの当事者である投資者は、当該取決めが共同支配企業なのか共同支配事業なのかを、当該取決めの当事者の権利及び義務を評価することによって決定する。

IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め

IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、IFRS 基準はすべての種類の協力の取決めについて十分な会計処理の要求事項を示していないと述べた。複数の当事者が活動を一緒に管理するが、共同支配がないために IFRS 第 11 号で定義している共同支配の取決めに該当しない取決めなどである。</p> <p>例えば、協力の取決めの当事者が、当該取決めに対して重要な影響力を行使する場合がある。そのような状況では、企業は IAS 第 28 号に従って持分法を適用することになる。しかし、一部の利害関係者は、共同支配事業に類似する会計上の結果の方が、当該取決めをより忠実に表現することになると述べた。</p>	<p>IFRS 第 11 号は、IAS 第 31 号が要求していた、取決めが「ジョイント・ベンチャー」とみなされるための 2 つの特徴を踏襲した。</p> <p>(a) 当事者を取決めに拘束する契約上の取決め</p> <p>(b) 当事者の複数が取決めに対する共同支配を有すると定める契約上の取決め</p> <p>記述したような協力の取決めは、共同支配がないため、IFRS 第 11 号の範囲外である。</p>
IFRS 基準における要求事項	
<p>IFRS 第 11 号の第 3 項から第 5 項：</p> <p>本基準は、共同支配の取決めの当事者であるすべての企業が適用しなければならない。</p> <p>共同支配の取決めは、複数の当事者が共同支配を有する取決めである。</p> <p>共同支配の取決めは次の特徴を有する。</p> <p>(a) 当事者が契約上の取決めで拘束されている。</p> <p>(b) 契約上の取決めにより、複数の当事者が当該取決めに対する共同支配を有している。</p>	

質問 6

回答者の経験において、

- (a) 取決めの当事者が共同支配を有していないために IFRS 第 11 号の「共同支配の取決め」の定義を満たさない協力の取決めは、どのくらい普及しているか。こうした協力の取決めの特徴の記述を、別個の法的ビークルを通じて組成されているのかどうかを含めて、示されたい。
- (b) IFRS 基準を適用する企業は、そのような協力の取決めをどのように会計処理しているか。その会計処理は当該取決めの忠実な表現であるか、また、その理由は何か。

共同支配の取決めの分類

共同支配の取決めの分類	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、共同支配の取決めに共同支配事業又は共同支配企業のいずれかに分類するには、重大な判断が必要となる場合があり、彼らはそれが煩雑となる可能性があると考えていると述べた。これらの利害関係者の見解では、共同支配の取決めの分類についての IFRS 第 11 号の要求事項の適用は、より単純であるべきである。</p>	<p>IFRS 第 11 号は、別個のビークルを通じて組成されていない共同支配の取決めに共同支配事業に分類することを要求している。IFRS 第 11 号を開発した際に、当審議会の見解は、共同支配の取決めの会計処理は、当該取決めの構造や法的形態に関係なく、当該取決めへの関与の結果として当事者が有する権利及び義務を反映すべきであるというものであった。</p> <p>IFRS 第 11 号を適用する場合、別個のビークルを通じて組成された共同支配の取決めは、他の事実及び状況に基づいて、特定の状況では、共同支配事業に分類される。それは、共同支配の取決めの当事者への産出物の提供を主たる機能とする共同支配の取決めの活動などである。</p>
IFRS 基準における要求事項	
<p>IFRS 第 11 号の第 14 項：</p> <p>企業は、関与している共同支配の取決めの種類を決定しなければならない。共同支配の取決めの分類を共同支配事業とするのか共同支配企業とするのかは、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて決まる。</p> <p>IFRS 第 11 号の B31 項：</p> <p>共同支配の取決めの活動が主として各当事者へ産出物を提供するために設計されている場合、これは、当該取決めの資産の経済的便益のほとんどすべてに対する権利を当事者が有していることを示している。このような取決めの当事者は、当該取決めで第三者への産出物の販売を禁止することにより、当該取決めが提供する産出物に対するアクセスを確保することが多い。</p>	

質問 7

回答者の経験において、

- (a) 共同支配の取決めの当事者は、どのくらいの頻度で、法的形態及び契約上の取決めに考慮した後に、共同支配の取決めの分類を決定するために他の事実及び状況を考慮することが必要となるか。
- (b) IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項の適用により、どの程度まで、投資者が共同支配の取決めの分類を「他の事実及び状況」に基づいて決定することが可能となっているか。IFRS 第 11 号の B29 項から B32 項に含まれていない他の要因で、分類に関連性がある可能性のある要因があるか。

共同支配事業の会計処理の要求事項

共同支配事業の会計処理の要求事項	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、共同支配事業者が、共同支配事業に対する所有持分と異なる産出物の取り分を購入することを約束している場合に関して質問した。その利害関係者は、次のことを質問した。</p> <p>(a) 共同支配事業者が、共同で保有している資産及び共同で負っている負債に対する持分を決定する基礎</p> <p>(b) 当初に認識した資産及び負債と当初に抛出された資本との差額を企業がどのように会計処理するか</p>	<p>委員会は、共同支配事業に対する持分の会計処理に関して、いくつかのアジェンダ決定を公表した。</p> <p>2015年3月に、委員会は、購入する産出物に対する共同支配事業者の取り分が共同支配事業に対する所有持分と異なっている理由を理解することが、IFRS第11号の第20項で要求している適切な会計処理を決定する際に重要であることに留意した。</p>
<p>一部の利害関係者は、共同支配事業者が共同支配事業の代理として契約を締結する状況について議論し、共同支配事業者が認識する負債は、自らの主たる責任を反映すべきであり、第三者である供給者との契約上の合意と共同支配事業又は他の事業者との合意とを考慮に入れて、共同支配事業者の予想される経済的エクスポージャーを反映するようにすべきであるという見解を示した。</p>	<p>2019年3月に、委員会は、共同支配事業者が認識する負債には、共同支配事業者が主たる責任を有している負債が含まれると述べた。委員会は、共同支配事業者に生じた負債と共同で生じた負債を識別するには、当該共同支配事業に関連するすべての契約上の合意における条件の評価（当該合意に関連する法律の考慮を含む）が必要となると述べた。</p> <p>共同支配事業者がある負債について主たる責任を有している場合には、当該共同支配事業者は、IFRS第11号の第20項を適用して、当該負債を財務諸表に認識し、他の共同支配事業者から回収する金額に対応する権利を認識すべきかどうか及びどのように認識すべきかを決定する。この会計処理は、共同支配事業者が他の共同支配事業者から回収する権利を有してはいるが、それらの事業者から回収できなかった場合であっても、主たる責任を果たす義務があることを明確にする。</p>
IFRS 基準における要求事項	
<p>IFRS 第 11 号の第 20 項：</p> <p>共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分に関して以下を認識しなければならない。</p> <p>(a) 自らの資産（共同で保有する資産に対する持分を含む）</p> <p>(b) 自らの負債（共同で負う負債に対する持分を含む）</p> <p>(c) 共同支配事業から生じる産出物に対する持分の売却による収益</p> <p>(d) 共同支配事業による産出物の売却による収益に対する持分</p> <p>(e) 自らの費用（共同で負う費用に対する持分を含む）</p>	

質問 8

回答者の経験において、

- (a) IFRS 第 11 号の要求事項の適用により、どの程度まで、共同支配事業者が資産、負債、収益及び費用を目的適合性のある忠実な方法で報告することが可能となっているか。
- (b) 共同支配事業者がそのような報告を行えない状況はあるか。その場合、こうした状況を記述し、当該報告が共同支配事業者の資産、負債、収益及び費用の目的適合性のある忠実な表現とならない理由を説明されたい。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

28 IFRS 第 12 号は、子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業への企業の関与と、これらの関与に関連したリスクについての開示要求を示している。

他の企業への関与の開示

他の企業への関与の開示	
フィードバック	分析
<p>一部の利害関係者は、下記を含む追加的な情報を求めた。</p> <p>(a) 非支配持分の構成の開示（持分がどの子会社に関するものか等）</p> <p>(b) 重要性がある非支配持分に帰属する営業キャッシュ・フローに対する比例的持分の開示</p> <p>(c) 配当支払に対する制限、配当トラップ、分配の税務上の影響及び子会社における債務の劣後</p> <p>(d) 重要性がある非支配持分のある子会社、関連会社及び共同支配企業が保有している資産及び負債の一層の分解</p> <p>これと対照的に、他の利害関係者は、IFRS 第 12 号の要求事項のいくつかが過剰であると考えた。例えば、一部の人は、重大な非支配持分のある子会社に関する情報を提供する必要性を疑問視した。企業集団が資産を支配し、負債に責任を負っているからである。</p>	<p>IFRS 第 12 号を開発した際の当審議会の目的は、他の企業に対する報告企業の関与に関する開示要求を改善するという財務諸表利用者からの要望に対応することであった。</p> <p>IFRS 第 12 号の目的は次のことである。</p> <p>財務諸表利用者が次のことを評価するのを可能にする情報の開示を企業に要求する。</p> <p>(a) 他の企業への関与の内容及びそれに関連するリスク</p> <p>(b) 当該関与が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響^(a)</p> <p>重要性がある非支配持分のある子会社に関する要約財務情報は、企業に対する請求権を有する者（非支配持分の保有者を含む）に帰属する将来キャッシュ・フローを財務諸表利用者が予測するのに役立つのが意図である。</p> <p>当審議会は、組成された企業（企業がスポンサーとなったものを含む）への関与を通じて企業が晒されているリスクに関する要求事項を開発することも図った。その要求事項は、組成された企業（投資及び証券化サービスを提供する組成された企業を含む）から生じるリスクに関する情報が財務諸表に欠けているという懸念に対応するために開発された。</p>
<p>一部の利害関係者は、IFRS 第 12 号の要求事項（例えば、下記に関するもの）を適用するのが困難であると感じていた。</p> <p>(a) 組成された企業の定義の適用及び非連結の組成された企業の識別</p> <p>(b) 開示のために必要とされる情報の入手</p>	<p>IFRS 第 12 号を適用する際に、企業は IFRS 第 12 号の目的を満たすために必要な詳細さのレベルを考慮しなければならない。財務情報は、個々に重要性がある共同支配の取決め及び関連会社のそれぞれについて別個に、個々に重要性がない共同支配の取決め及び関連会社については合計で、開示すべきである。</p> <p>集約及び詳細の適切なレベルに関するガイダンスは、IFRS 基準及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」で入手できる。</p>
<p>(a) 他の企業には、子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業が含まれる。</p>	

質問 9

回答者の経験において、

- (a) どの程度まで、IFRS 第 12 号の開示要求（特に、IFRS 第 12 号によって導入された新たな要求事項（例えば、重要性がある共同支配企業又は関連会社のそれぞれについての要約情報に関する要求事項））は、企業が IFRS 第 12 号の目的を満たすのを助けているか。
- (b) IFRS 第 12 号の開示要求は、大量の詳細情報を含めること又は異なる特徴を有する項目の集約のいずれかによって有用な情報が覆い隠されないように、IFRS 第 12 号の目的を満たすために必要な詳細さのレベルを企業が決定するのに役立っているか。
- (c) IFRS 第 12 号で要求されていないどのような追加的な情報（もしあれば）が、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用となるか。そのような情報がある場合には、その理由は何か、また、どのように利用されるか。そうした情報をどのように開示できるのかについての提案を示されたい。
- (d) IFRS 第 12 号は、IFRS 第 12 号の目的を満たすために有用ではない情報の提供を要求しているか。その場合、不要と考える情報、それが不要である理由、及び IFRS 第 12 号のどのような要求事項がこの情報の提供を生じさせているのかを明示されたい。

その他のトピック

- 29 この適用後レビューの第 1 フェーズの一部として、一部の利害関係者は、IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号が他の IFRS 基準とどのように相互関連しているのか（例えば、顧客への子会社の売却を伴う取引の会計処理に関して）に関する疑問を提起した⁵。

質問 10

この情報要請で扱っていないトピック（IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号と他の IFRS 基準の相互関係から生じるものを含む）の中で、この適用後レビューに関連性があると回答者が考えるものはあるか。その場合、そのトピック及びそれを適用後レビューで扱うべきであるとする理由を説明されたい。

⁵ 2020 年 6 月の審議会用のアジェンダ・ペーパー12A を参照。

付録—IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の背景

IFRS第10号「連結財務諸表」

- A1 IFRS第10号「連結財務諸表」は、企業が1つ又は複数の他の企業を支配している場合の連結財務諸表の表示及び作成に関する原則を定めている。
- A2 2011年に、当審議会は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結—特別目的事業体」を企業が適用することから生じる実務の多様性を軽減するため、IFRS第10号を公表した。
- A3 IAS第27号は、親会社によって支配されている企業の連結を要求していた。IAS第27号は、支配を、ある企業の活動から便益を得るために当該企業の財務及び営業の方針を左右する力として定義していた。SIC第12号は、IAS第27号の要求事項を特別目的事業体の文脈において、リスクと経済価値に焦点を当てて解釈していた。IAS第27号とSIC第12号の解釈との共存は、認知された不整合を生じさせ、企業がどのような場合にIAS第27号又はSIC第12号を適用すべきかが明確でなかったことにより不整合が悪化した。その結果、企業が定量的閾値を使用して支配を評価していた場合があり、操作の機会を認めるものとなっていた。
- A4 IFRS第10号は、IAS第27号及びSIC第12号の要求事項を、単一の連結の基礎（すなわち、投資先に対する支配）に置き換えた。投資者は、次の場合に、支配を有しているとみなされる。
- (a) 投資先に対するパワーを有し、
 - (b) 投資先への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しており、かつ、
 - (c) 投資者のリターンの金額に影響を与えるために、投資先に対するパワーを使用する能力を有している。
- A5 IFRS第10号は、複雑な状況における支配の適用を可能にする要求事項を含んでいる。例えば、
- (a) 投資者が議決権によって統治される投資先を支配しているが、投資者が議決権の過半数未満しか有していない場合
 - (b) 投資先が議決権によって統治されていない場合
 - (c) 代理人関係
 - (d) 投資者又は他の当事者が防御的な権利を有している場合
- A6 当審議会は、「投資企業」として定義されるクラスの企業について連結の要求事項の例

外を設けるためにIFRS第10号を修正した。

IFRS第11号「共同支配の取決め」

- A7 IFRS第11号「共同支配の取決め」は、共同で支配されている取決めに対する持分を有する企業による財務報告についての原則を定めている。IFRS第11号は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換えた。
- A8 IAS第31号は、適用すべき会計処理の要求事項を取決めの構造に応じて定めていた。IAS第31号はまた、ジョイント・ベンチャーに対する持分を有する企業が比例連結と持分法の間での選択をすることを認めていた。
- A9 IFRS第11号は、取決めの当事者の権利及び義務の性質に基づいて適用すべき会計処理の要求事項を定めている。IFRS第11号はまた、企業が比例連結を適用して共同支配企業に対する持分を会計処理することを禁止している。IFRS第11号に関する結論の根拠のBC41項は、持分法は、投資先の純資産に対する企業の持分を会計処理する方法なので、共同支配企業を会計処理するための最も適切な方法であると述べた。

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

- A10 IFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、財務諸表利用者が次のことを評価することを可能にする情報を企業が開示することを要求している。
- (a) 他の企業への企業の関与の内容、及びそれに関連したリスク
 - (b) 当該関与が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響
- A11 IFRS 第12号は、報告企業が特別の関係を有している他の企業への報告企業の関与の開示についての原則を定めている。特別の関係とは、報告企業が他の企業を支配していること、他の企業に対する共同支配又は重要な影響力を有していること、又は非連結の組成された企業に対する持分を有していることを意味することがある。
- A12 IFRS第12号は、下記に関しての追加的な開示要求を導入した。
- (a) 投資企業（IFRS第10号に従って）
 - (b) 共同支配の取決め及び関連会社（共同支配の取決め及び関連会社における他の当事者又は投資者との報告企業の関係の性質及び影響、並びに当該関与に関連したリスクの性質を含む）
 - (c) 連結した企業及び報告企業の非連結の組成された企業との関係